

そこから認識を出発させなければならない、ということは、もう仰せのとおりだと思います。

もう一つ、実は海外のマーケットから日本の金融機関、銀行が不信の目で見られているというところもう一つの大きな原因是、マクロ的に見ると、そういう実態であるにもかかわらず、個別行もそのように思っている、つまり資金供給者として

ちやんとディスクローズしないということに大きな原因があるのでないかと思うんですね。

それで、速水総裁の記者会見、さつきは八月十六日の記者会見を申しましたが、その前の六月十六日の記者会見で、自己査定の公表を求めるといふのは、まさにその不信感を払拭するためには株式は時価評価で、つまり国際標準でやるべきだ、それから、資産査定については、端的に現在の担保価値を時価で計算して、劣化しているん

ば、ちゃんと公表しない限り信認は回復できな
い、こういう意味があつたんじやないかと思うん
ですが、いかがでござりますか。

○速水参考人 委員のおっしゃるとおりでござい
ます。私はほかの国が全部それをやつて、自己
査定をやつて自己開示をやつている、それを信頼
されて初めてその銀行は大丈夫だ、あるいは預金者
者は、ここなら大丈夫だからここへ入れようとい
うことになつてゐるんだと思うんですね。

日本の場合は、第一分類といえども、御承知のように、取引先との株の持ち合いとか、あるいはメインバンク制というのがあって、ここだけはどうしても、もう債務超過なんだけれども貸さなきいやかねのだというようなもののがかなりあり得るわけなんですね。そういうものは、本当はこれは不良資産に入るべきものなんです。そういうふうに申しあげて、それを開示しなきやだめだと、いうことを言つたわけござります。

○仙谷委員 大変率直な御答弁をいただきまし
た。

結局のところ、報道は、公的資金を資本投入、あるいは資本注入という格好でやるのがいいか悪いかという議論に傾斜する傾向があるわけです。が、実態といいますか、根っここのところには今總裁がおっしゃられたような問題がマクロ的にもミクロ的にも存在する、ここから日本の金融業界の構造改革を行いつつ、そういう方向性を持ちながら、現在の危機にどう対処するかということが今問われているんだと思うんですね。これはなかなかか、二律背反ではないと思いますけれども、一緒に行うというのは甚だ難しい、特に政治の場に出でてきますとより難しいということにならうと思いますが、それをやらなければならぬと考えていろいろところでござります。

もう一点、きょうの新聞報道とも絡んで、ある
いは八月二十一日の日本銀行の総裁談話、「日本
銀行としては、本合併」、日本長期信用銀行と住
友信託銀行の合併であります、「本合併の円滑化
な実現に向けて、金融監督庁、大蔵省とも協力し
つつ、中央銀行の立場から、日本長期信用銀行の
資金繰り面も含め、必要な支援を行い」という
ことが総裁談話として発表されております。
それで、きょうの某新聞の報道によりますと、
これはまた後から大蔵大臣に聞かなければならぬ

いことであります、今度は、この旧来スキームの合併ぢやなくとも、長銀に対する資金繰りを全般的に特融という格好で行うんだ。こういう方針を固めたという報道がござりますけれども、日本銀行としては、現在、長銀の問題が問題になつてますからはつきり言うわけですが、あらゆる手段を尽くして、どのような形態であろうとも、パニックとか混乱を起さないために面倒を見ると、いいですか、資金繰りについてはどのような形であろうとも全面的に面倒を見る、こういう方針を固められたということなんございましょうか。

○速水参考人 そういうことを、従来の方針を変えてはおりません。

一つだけ申し上げたいのは、先週金曜日の記者会見で私が申しましたことは、そういうことを考

えて、今、特定の銀行でなくて、十九行なら十九行全部が一齊にスタートしてほしいことは、お願ひしたいことは三つある。

それは、やはり不良資産を一刻も早く償却する、そのための自己開示をやるということ。二つ目は、思い切ったリストラをやるということ。それから三つ目は、やはりこれから金融再編の流れを見た上で、自分たちの経営戦略というか経営の方針を中期、長期的にここで決めてくれ、そのことが必ずプラスになるんだということを申しわけです。

それから、日銀の特融につきましては従来から四つの原則がございまして、一つは、システム・フクリスクになるおそれがあるとき。それから二つ

私は、日銀しかこの際出すところがないという、不可欠な融資であるといふうに判断されるとき。それから、モラルハザードを十分行つてゐるかどうかを確認する。四つ目は、それによって日銀の財務の健全性が著しく悪くなるというようなことが起らぬといふこと。その四つの原則を満たされているときに、大蔵大臣からの御依頼があれば政策決定委員会にかけて特融をするといふことになります。

るかわかりませんので質問ではございませんが、
そうだとすると、私の意見だけ申し上げておきま
すが、長銀と住友信託銀行の合併については、一二
十日という日に公邸に呼び込んで、住信の頭取に
うんと言わせたか言わせないのかわかりませんけ
れども、まあ何となく合併方向に向かつて検討が
進む。このときに、モラルハザードのこととかあ
るいは日銀の財務の健全性という観点から考え
ば、さあどうなるのかと云ふことの検討もな
に、と言つても検討はされておるんでしようけれ
ども、目をつぶってと云ふことだと思いますが、
もう手を挙げて資金繰り面を含め必要な支援を行
いといふ、何かやつたのはいささか軽率ではない

かと私は思うんですね。それはその程度にしておきます。どうぞお帰りください。お答えになりま

○速水参考人 二十日の日とおっしゃるのは……
○仙谷委員 二十一日に総裁談話があつて、二十一
日は住銀と長銀の合併話が何か公邸で決まつたか
のような……
○速水参考人 ああ、その記者会見のときです
か。
ですから、先ほど申し上げた規則に乗つていて
限りは、政策委員会の決定に従つて出すといふこ
とは申したつもりです。
○仙谷委員 だから、そういうお答えしかできな
いだろとう思うから、お答え要らないと私は言つ
たんです。どうぞお帰りください、結構です。
それでは、今度は宮澤大蔵大臣にお伺いをする

わけでございますが、報道によりますと、数日前から、政府・自民党はという主語でありますから、政府がお考えになっているのかどうなのかわかりませんが、この長期信用銀行と住友信託銀行の合併を前提とする、長銀に対する公的資金による資本注入というやり方で長銀を救済しつつ合併させること、この方針は政府としては一応あきらめたといいますか、方針変更やむなしという決断をされたというふうに伺つていいんですか。

せんけれども、そういうことは別段ないようになります。
○仙谷委員 政府としては、そうしますと、依然として住友信託銀行と長期信用銀行を合併させるという前提、それから十三兆円の金融安定化法のスキーム、この十三兆円から長期信用銀行に資本注入をする、ここのこところは変更はないと伺つていいわけですか。

りがあつたというふうには承知いたしてはおりません。

と申しますことは、その基本的な状況は、長銀がリストラをした上で、資本が過少になりますと、不良債権を処理いたしますと、そのときに預金保険機構に公的資金の導入をお願いしたいというのが大きな筋道でございますけれども、その合併計画、長銀のそのような意向あるいは希望には変化があつたというふうには政府は承知していないわけござります。もちろん、まだ申請は行われませんのでそれは将来のこととございますが、その大きなシナリオは変わつたというふうには聞いてはおりません。

他方、しかし、そのような長銀の計画あるいは希望に対して、この委員会におきましてもいろいろな御議論がござります。そして、その御議論の中で、果たしてそれはいい筋道であろうかそうでなかろうかというような御議論のあることも、政府はよく承知いたしております。

ただ、しかし、今のところ長銀がそういう考えを変えたということは聞いておりませんので、ただいまの時点ではどうだと仰せになりますと、政府としては、そういう合併計画がなお現実に進行しております、そういう状況だと、私は直接に異は存じない立場でございますけれども、お尋ねでございますから、私はそのような理解をいたしております。

○仙谷委員 ちょっと細かく聞いていくんです
が、「長銀は」という主語が非常に多くて、「政府は」という主語がほとんど出てこないんですね、大蔵大臣の今のお答えには。つまり、長銀がどう考へようとも、事ここに至つて政府は、長銀が申請をしてこようとも、それについては資金注入をするという前提でもこういうことが必要だということを今考へているとか、もう資金注入はしないんだとか、何か主体的な判断が出てきませんと、何かいつまでもやらぶらしているようなそういう雰囲気になつてくるんじゃないんですか。やはり政府が主語の話をちゃんとしないといけないと私

は思ひますよ。

もう一度、いかがですか。

○日野政府委員 お答えいたします。
政府といいますか金融監督庁といたしまして

は、今与えられている法律に基づいてベスト尽力すと、いふことしかないのでございます。現在国会で御議論が続いていることは承知いたしておきますが、現在私どもも与えられている法律は、幾つかございますが、それをもう最大限に活用していくしかないというふうに考へているわけでございます。

それで、現在の前提条件が、先ほど宮澤大蔵大臣も仰せになりましたが、何か変わつたかと言われますと、何も変わつておりません。長銀が住友信託銀行と合併をするという前提に立つてのお話を変更したということは聞いておりませんし、それがから、長銀がリストラ策をやるということを何を基準に立てるかといふことは聞いておりません。

私は、今与えられている法律をもう最大限活用して、この日本の金融システムの安定のため尽力したいと考えているところでございます。○仙谷委員 後から詳しく述べてやりますが、このスタイルが今回の最大の問題なんですよ。

僕は、監督庁長官を個人的にどうのこうの言つてゐるのじゃないですよ。つまり、金融の危機管理対応をどこにするのかというのが、腹の据わつた体制が全然ないのですよ。ここが大問題ですよ。大蔵大臣の今のお答えには。つまり、長銀が申請をしてこようとも、それについては資金注入をするという前提でもこういうことが必要だということを今考へているとか、もう資金注入はしないんだとか、何か主体的な判断が出てきませんと、何かいつまでもやらぶらしているようなそういう話をしてしなければいけないのであります。監督庁は、もうつこいようですけれども、金

に、そこはやらないで、長銀の方針は変わつてないとかなんとか、そんなことを何回言つたって、報道だつてあきますよ。それは、ますます白けます。

そこで、大蔵大臣、私、この間の委員会の審議を聞いておりまして、大蔵大臣が、非常に際どい話でありますけれども、恐らく長銀というのは、公的資金の導入の申請があつて、それをしなければそこで破綻をいたさざるを得ないと、これは平和・改革の西川さんに対する答弁です。それから共産党的佐々木さんに対する答弁では、しかしされば、つまり税金の投入をしなければ、長銀が破綻をして、先ほど申しましたような大変な出来事が起るということです、こういうことをおっしゃつておられるのですよ。

具体的に私聞きたいのは、長銀を破綻させないためには、何千億円投入すれば破綻しないのですか。それをおっしゃつてください。

○宮澤国務大臣 従来、この委員会で、御指名で私はお答えをいたしておりますけれども、実は戦格には、それは私の所管に属さず、総理の委任を受けておられます金融監督庁の長官の御所管でございますので、どうも私が一つ一つそういうことがありますので、どうも私が一つ一つそういうことについて、内情を存じませんのにお答えをするわけにいかないという立場は御理解をいただきまして、監督庁長官の御説明をお聞きいただきたいと思います。

○仙谷委員 もうつこいようですけれども、金融危機管理の対応は大蔵大臣、大蔵省金融企画局に残すということをことしの一月二十日に決めているわけですから、皆さん方は、そうやって財政と金融の完全分離を阻止しているわけですから、せつかく残した権限をお持ちの大蔵大臣がそんな逃げたような話じゃ、この危機に及んでどうするんだという話になりますよ。

それはそういうことにして、じゃ監督庁長官、えば、監督庁がやるべきなのは、長銀の整理方針が世間に受け入れられるような常識的なものかど

つまり、いかなる企業も、これは今営業が継続しているわけございまして、それが破綻ということを前提にして営業をしているわけではございませんので、営業が継続されているということを前提にしてその企業を見る場合と、それからその企業が、何といいますか、つぶしてしまってますか、そういうことを前提にしてそのものを見ると、場合とでは全然違うと思いますが、私どもは、あくまでもその企業、今回の場合でいいますと日本長期信用銀行がゴーイングコンサーンであると、いうことを前提にして、さまざまな問題に対処しているわけでございます。

いろいろな意味で、その前提としてはこの企業が継続していく、あるいはしていくであろう、将来は住友信託銀行と合併するであろうということを前提にして、さまざま作業を進めさせていた

だいているわけでございまして、その検査も、これはたびたびお答え申し上げてることでござりますが、生きているものを評価する場合とばつたり倒れてしまつたものを評価する場合とでは、全然資産の中身の評価というのも変わつてこようかと思います。

私は、あくまでもその銀行がゴーイングコンサーンで、生きているということを前提にして検査をさせていただいておりますので、死んだ場合ははどうなるかということは、これは全く前提とはなつております。

○仙谷委員 何をそんなにこまかうとしているのですか、あなた。いいですか、生きているままでそれを維持し、救済し、再生させようとすれば、長銀が言つておる七千五百億の債権放棄あるいは債権償却、これを前提にすると、あるいはそれをしなければ再建できないとおっしゃつてゐるわけですから、放棄というふうなやり方を我々認めませんけれども、しかし長銀の言つておることは前提にして、幾ら投入しなければ破綻するのですか。生き長らえるために幾ら投入しなければいかぬのですか。

○日野政府委員 長銀は、とにかく一生懸命になつてこれから生きていこうとしているわけです。つまり、それがあらわれているのが何かといいますと、リストラ計画にあらわれていると思います。そのリストラ計画で徹底的にリストラを行することによって、そして何とか生きていこうとしているわけですから。

幾らかということを具体的にお尋ねでございますが、幾らかということは、これはあくまでも長銀が、自分が生きていくためにどのくらい必要かということをいろいろな角度から計算して、金融危機管理審査委員会に申請されるものでございまして、私どもの方から、幾ら申請したらどうかとか、幾ら必要じゃないかということは、ちょっとお答えできないということだけは御理解いただきたいと思います。

○仙谷委員 端的に伺いします。

現在の自己資本は七千八百七十二億円です。この七千八百七十二億円を上回る資本注入といたことがありますか。

○日野政府委員 それはいつの時点のことをお尋ねになつてあるのかは……（仙谷委員「三月末で七千八百七十二億円」と呼ぶ）ええ。ですが、それは長銀が申請する時点で考えなければならないことだと思いますけれども、やはりそれも、幾ら必要かということは、たびたび同じような御答弁で大変恐縮でございますが、長銀が考えて申請するということになるうかと思います。

○仙谷委員 国民の税金を使おうという話です。そんなないいかげんな話でござりますが、それはあくまでいたぐとすれば、やはりそれは長銀がみずから考えて申請することになるということをお答えせ

ざるを得ません。

○仙谷委員 だから、じゃ、一兆五千億、長銀が申請してきたら認めるのですか。

○日野政府委員 決定するのは金融危機管理審査委員会でござります。私もその七人の委員会のメンバーの一人でございますので、私限りで御答弁は、これはできないことも御理解いただきたいと思います。

○仙谷委員 そんなことないでしょ。これは全員一致ですか、あなた一人が反対したらできなくなるのですよ。じゃ、あなたが賛成か反対か、

言ひなさいよ。

○日野政府委員 申請されたときに、その申請の内容をよく検討して、要件に当てはまつてあるかどうかをよく検討させていただきたいと思います。

○仙谷委員 いつまでたつてもやみの中というかやぶの中というか、これをやるからまずいのですよ、本当に。私は、長銀問題というのは実はここに問題があると思つているのですよ。

いいですか、明らかな数字を言いましょう。七千八百七十二億円が今の自己資本ですよね。それ

は日野さんもお答えの前提でおっしゃっていますよ。これは、うち優先株が千三百億円です。皆さんの方の議論によると、七千五百億円を償却した場合には、いいですか、そして年間の業務純益と不動産売却益が一千二百億円だから、償却後の自己資本が一千五百七十二億円になる。しかし、優先株

がそのうち千三百億円である。これは単体の話であります。だから本来分は二百七十二億円になるといふふなことがあります。お答えください。

○日野政府委員 それは破綻前の話として今お聞きしているわけでございますが、それはあくまで

そういうこととして、前提として理解をさせていただくとすれば、やはりそれは長銀がみずから

考えて申請することになるということをお答えせ

よ、七千六百億円注入しないともどおりにならないじゃないですか。そういうことをお考へな

ですかと聞いているわけですよ。どうなのです

か。もとの姿にしてやるために七千六百億円必

要だ、こういうことですよ。どうですか。

それとも、住友信託銀行との合併を前提として将来住友信託銀行との合併を推進していく上において、何か作業が必要かということを考えるかど

うか、やはり長銀が申請するに当たっては、単純にもの姿に戻すかどうかがということだけじゃな

い、いろいろな要素を考えなければならないと思つてますね。

そうした場合には、そういうたるもの要素を計算した上で恐らく申請されることにならうか

と思つますので、單にもの姿に戻すからこれだけ必要じゃないか、こういうふうに言われまして

も、そうですとちょっとお答えできないことを御了解いただきたいと思つます。

○仙谷委員 反対から聞きます。

これ、大蔵大臣でも金融監督局長官でもいいのだけれども、なぜ七千五百億円という金額が長銀の再建計画の中で出でているのですか。七千五百億円償却というのはなぜ出でてきているのですか。

○日野政府委員 これは、住信との合併交渉の過

程で、住信の方から条件として三つ挙げられてるわけでござります。正常に償還の権利を引き取る。それから第一は、関連会社それから親密関連先を整理してほしい、こういう要望なわけです。三つ目はデューデリジエンスですけれども、

その三つの条件に当てはめるために日本長期信用銀行としてはこの償却が必要だということを判断されたというふうに理解しております。

○仙谷委員 その説明をお伺いするとますます不

信と疑惑が募るのですよ。

信と疑惑が募るのですよ。

信と疑惑が募るのですよ。

信と疑惑が募るのですよ。

信と疑惑が募るのですよ。

信と疑惑が募るのですよ。

のを見てください。先般、絵で示しましたけれども、私どもの調査でも不十分です、これでいいですか、不十分です。

それで、いわゆる親密先とか関連会社とか言わ

れる大どころで五千二百億ということは、この間からこれは公表しています。それから、長銀のこ

の頭取代行のインタビューの記事を見ますと、

「日本リースの子会社、孫会社など実態のない休眠会社をどうするのか」、「六十から八つの会社は資産を持たず、損失を抱えた会社になっている。

その八割から九割は九月中間決算で清算する」

こう言つておるのですね。六十から八十と言つて

いるのですよ、これは。我々がここへ出してきたのは、そんなに数はありませんよ。せいぜい二十

ぐらいです。二十六から二十七で、長期信用銀行の頭取

さんがあこへ参考人でいらっしゃったときに認め

た金額が、いいですか、ほぼ一兆五千四百三十四億です。小計と書いてあるところです。いいです

ね。さらに、イ・アイ・イの分と桃源社を加えると、一兆七千億です。

さらにに我々が、まだ調査はついておりません

が、千代田プロジェクト、エル都市開発、長友、ウエストエステート、こういうものの、どこから

借りたのかわからぬけれども、ほぼ長銀が主体

だ、長銀以外には借りていないだろうと思われる

金額、これは借入金のところを、この備考欄

に短期、長期と書いてあるもの、これを起こしま

すと、これだけあります。全部が全部長銀から借

りていられないかもわかりませんが、先ほど来問題に

なつておりますように母体行責任をとるというこ

とになれば、全部かぶる可能性のある金額です

よ、これ。全部で一兆三千億ですよ、我々が調べ

ただけでも。

その一兆五千億と仮定してもいいし、一兆三千億と仮定をしてもいいのですが、まさにこの暗や

みというか、泥沼がどのぐらゐあるのかといふことが、本件のます第一問題。

そして、この分を、長官がおっしゃつたよう

に、関連会社や親密会社については整理してくれ

なければ合併なんかできませんよというのが住友信託の発言だとするならば、態度だとするならば、何で七千五百億で一兆五千億じゃないのか、あるいは二兆三千億じゃないのか。あるいは、もつともうどこの種のものがあるということがマーケットでもさやかれ、言われておるのに、なぜ七千五百億なのかというのが一番の大不信です。

私、いろいろ考えたのです。ああ、これは薄く自己資本を残すために、薄くプラス、この間三月に投入を受けた千三百億円を残すために考えた、逆算したやり方だなと思ったのです。違いますか。

○日野政府委員 お尋ねは三つあったようだと思ってます。

それで、第一点は、これだけ貸し出ししているのではないか、まさに、銀行ですからいろいろなところにたくさん貸し出していることは、もう仰せのとおりでございます。それが三月の自己査定でどの分類に入っていたかということ。それから、その自己査定の結果を現在チェックしておりますので、これは厳密にチェックさせていただきたいというふうに思っております。ですから、これらの貸出債権がどうであるかということを現在チェックしておるということが第一点。

それから第二点は、住友信託銀行との合併交渉に当たってなぜこの三社だけがこう仰せになりますが、しかし、住友信託銀行はこれからデューデリジエンスをかける、こういうふうなことを言っているわけですね。デューデリジエンスをかけるということは、私たちが検査をしてもそれに当たってなぜこの三社だけがこう仰せになりますが、なぜいうふうに処理されるかということは両行の間で決められることではないかと思います。何でこの三つがこういふことでありますか。おっしゃいますが、恐らく完全プロラタをとらず

に母体行主義に行つた理由というのは、またこれに回収したとしても、それによって得られる利益よりは、この際完全に全部自分がかぶつて放棄した方が、これは経営戦略の問題として、全体としてはいずれ自分の方にはメリットとして返ってくるのではないかという判断があったからだらうと思います。だから、仙谷先生が、何かぎりぎりのところまで、何か三月の分だけは残したのじゃないかという御質問でございましたが、それはそんなことじゃなくて、たまたまその三社に対する債権を償却するという計算の結果、そうなったものであるというふうに理解しております。

○仙谷委員 全然お答えになつていません。じや、何で八千億とか九千億じゃないのですか。何で一兆円じゃないのですか、その債権償却分が。こんなにあるじゃないですか。それで、いかにでたら持たず、損失を抱えた会社になっているというのも、要するに、短冊みたいな会社表示しかないよ。

○日野政府委員 お答えいたします。

今仙谷先生が仰せになつたような観点から現在検査をしているわけでございまして、その検査によってこの貸出債権の実態というものを把握していきたいと考えております。

○仙谷委員 残り時間が少なくなつてきましたので、一言聞きます。

私どもの検査だけじゃなくて、デューデリジエンスをやるんだと住友信託が言つている。現に、もう堂々と、アーサー・アンダーセン以下、こうい

う監査法人あるいは法律事務所を入れて検査するんだということをインターネット上でも公表して

います。これこそ從来の、つまり三月の金融危機管理審査委員会の資産査定も、この間の日銀考查

が何か債務超過じゃないとおっしゃっているんだけれども、もしそうだとするとそれも、それから今やりつづある金融監督の検査も、少なくとも

国際マーケットから信頼を受けられないといふ認識を、住友信託銀行がそういう認識を持つている

から、アーサー・アンダーセンに依頼するという挙

るに出ているということはわかりますね。それについてどうお考えですか。

○日野政府委員 結論から申し上げますと、やはりそれは物差しが違うというふうに言わざるを得ないんじゃないかと思います。

三月の自己査定もあるいは日銀考查も私どもが

なんあいのいい数字があるはずがないと思つてゐるんですよ。

だから、ここはまさに、この暗やみをちゃんと

ございまして、これを、例えばアーサー・アンダーセンがこれから入ろうとしているデューデリジエ

ンスというのはやはり合併をその前提として、

住友信託銀行がいかにして安く買うか。合併とい

うのは、もうこれは祝賀に説法で御説明するまで

もないと想ひます。できるだけ安く買いたい

ことでござります。なるべく安く取りたい

というからには、その資産に対してもいろいろ

もつと減らしてくれ、要するに価値を減らしてく

れたいというのが、やはりこれは契約ですか

から、一方、長銀の方はできるだけ売りたいとい

う方針がそこから決まってくるんじゃないで

すか。初めに七千五百億円償却ありきなんて、こ

んなでたらめ話なのです。いかがですか。

○日野政府委員 お答えいたします。

今仙谷先生が仰せになつたような観点から現在

検査をしているわけでございまして、その検査によつてこの貸出債権の実態というものを把握して

いきたいと考えております。

○仙谷委員 残り時間が少なくなつてきましたので、一言聞きます。

私どもの検査だけじゃなくて、デューデリジエ

ンスをやるんだと住友信託が言つている。現に、

もう堂々と、アーサー・アンダーセン以下、こうい

う監査法人あるいは法律事務所を入れて検査する

んだということをインターネット上でも公表して

います。これこそ從来の、つまり三月の金融危機

管理審査委員会の資産査定も、この間の日銀考查

が何か債務超過じゃないとおっしゃっているんだ

が、そういう意味で評価するわけですから、これ

は評価の基準、つまり物差しが違いますので、私

どもは、デューデリジエンスをかけられてどんな

取りたいというのが、やはりこれは契約ですか

から、一方、長銀の方はできるだけ売りたいとい

う方針がそこから決まってくるんじゃないで

すか。初めに七千五百億円償却ありきなんて、こ

んなでたらめ話なのです。いかがですか。

○日野政府委員 結論から申し上げますと、やは

りそれは物差しが違うというふうに言わざるを得

ないんじゃないかと思います。

三月の自己査定もあるいは日銀考查も私どもが

今行つてゐる検査も、これはあくまでもゴーイン

グコンサーンということを前提としているわけでございまして、これを、例えばアーサー・アンダーセンがこれから入ろうとしているデューデリジエ

ンスというのはやはり合併をその前提として、

れば、商売上の駆け引きしているかもわかりませんよ。なんよ、安く買いたくためにそういう会計事務所を入れたということもあるかもわかりません。それはそのとおりかもわかりません。だけれども、そんなレベルの話だけではないということを監督の方はもうちょっと御認識なさるべきだし、監督の検査がまだ信頼を受けるに至っていないと、いうことを自覚されねばなりません。

そのことと関連して、長銀のあるは長銀関連

子会社の整理の問題と関連して申し上げておきま

すけれども、この母体行主義なんというものが全

体としていいんだなという話は、マーケットに

も通用しないし、国内でも通用しないし、これが

それが護送船団の横並びのもたら合いのモラルハ

ザードなんですよ。これをむしる金融監督庁が、

こんな整理方針はない、法律に従つてしまふんとや

れと。今までもたれ合ってきたから、日債銀の整

理についてクラウンリーシングと日賀信を破産申

請したら業界が混乱した、そんなことを言うのは

泣き言だと。何で法律に従つて処理したら迷惑が

かかるとかという議論が出てくるんですか。それ

こそ、大蔵省の今までの金融行政がどこかゆがんでいたという感じじゃないですか。

これは、整理について、金融監督庁が子会社、

孫会社までちゃんと含めて検査をした上で、放棄

なんという安易な手段をとらせないと約束してく

ださい。

○日野政府委員 関連ノンバンクのこの処理に

しましては、もう御案内とのおり、専門の処理の

ときに際して、将来は一切政府はそれに手を出さ

ないということになつてゐるわけですね。私ども

も、それはあくまでも当事者間の話し合いで決め

るべきものと考へております。

破産手続をとつて完全プロラタでいくのか、あ

るいは母体行主義をとつて特定の債権者が泥をか

ぶつていくのかということは、あくまでもこれは

話し合いの上で決めるべきことであつて、政府が

これに手を貸したりあるいは口を挟んだりするこ

とは、さきの住専の経験でもつ大変懲りております。

○相沢委員長 関連ノンバンクでいくのか、あ

るいは母体行主義をとつて特定の債権者が泥をか

ぶつていくのかということは、あくまでもこれは

話し合いの上で決めるべきことであつて、政府が

これに手を貸したりあるいは口を挟んだりするこ

とは、さきの住専の経験でもつ大変懲りております。

○日野政府委員 関連ノンバンクのこの処理に

しましては、もう御案内とのおり、専門の処理の

ときに際して、将来は一切政府はそれに手を出さ

ないということになつてゐるわけですね。私ども

も、それはあくまでも当事者間の話し合いで決め

るべきものと考へております。

○相沢委員長 関連ノンバンクでいくのか、あ

るいは母体行主義をとつて特定の債権者が泥をか

ぶつていくのかということは、あくまでもこれは

話し合いの上で決めるべきことであつて、政府が

これに手を貸したりあるいは口を挟んだりするこ

とは、さきの住専の経験でもつ大変懲りております。

○相沢委員長 もしそうであるとするならば、絶対

に公的資金なんか入れないという前提ですよ。入

れないという前提だったら、私的な世界でどうい

うふうに理解しております。

○仙谷委員 もしそうであるとするならば、絶対

に公的資金なんか入れないという前提ですよ。入

れないという前提だったら、私的な世界でどうい

うふうに理解しております。

ですから、それは私どもとしては手を出すという考えはございません。あくまでも当事者間の話し合いで決める。現在は、その話し合いがまだ完全に終わっていないというふうに理解しております。

○仙谷委員 もしそうであるとするならば、絶対に公的資金なんか入れないという前提ですよ。入るといふうに理解しております。

○上田(勇)委員 平和・改革の上田でございま

す。そこで、長銀の自己資本が不足する、だから資金を投入するといふうなことが許されるかということを聞いています。これまでの委員会の審議の中でも、柳沢大臣の方から法案の目的、効果を聞いています。

○日野政府委員 投入と、現在行われている関連ノンバンクのその整理とは、今直接関係づけてお話し下さいましたけれども、あくまでもこれから申請するかどうかということは長銀が決めるべきものであります。この審査をする審査委員会が、もし、けしからぬじやないか、結局はその関連ノンバンクのために使われるようなものは許さないというふうに言われるかどうかということは、これはやはり委員会が決められることでござりますので、私から今それを直接お答えすることは御遠慮させていただきたいと思います。

○仙谷委員 原理原則がないということだけ申し上げて、質問を終わります。

○相沢委員長 これにて仙谷君の質疑は終了いたしました。

○相沢委員長 この際、お詫びいたします。

最高裁判所石垣民事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

○相沢委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○相沢委員長 次に、上田勇君。

○上田(勇)委員 平和・改革の上田でございま

す。きょうは、まず最初に、本委員会に提出されております不動産に関連する権利等の調整に関する臨時措置法案につきまして、何点かお伺いをしたいと、いうふうに思います。これまでの委員会の審議の中でも、柳沢大臣の方から法案の目的、効果を聞いています。

○日野政府委員 結局、その関連ノンバンクの整理などは、やはり今仙谷先生がお話しになつたように私的自治なんですね。私的自治の範囲内に絶対にだめだ、そこまで税金を投入する以上、ちゃんと整理をやらせてますということを監督庁長官が言わないので、この問題は解決しませんよ。

○日野政府委員 どうですか。

○日野政府委員 結局、その関連ノンバンクの整理というのは、やはり今仙谷先生がお話しになつたように私的自治なんですね。私的自治の範囲内のことながら、決してそれを前提にして公的資金を注入するかどうかと言っているんじゃなくて、今現在話合いが行われているわけでありまして、関係者間で結局協議が調和なければ、完全プロラタに行く場合だつてあり得べしなんでが、もし、けしからぬじやないか、結局はその関連ノンバンクのために使われるようなものは許さないといふふうに言われるかどうかということは、これはやはり委員会が決められることでござりますので、私から今それを直接お答えすることは御遠慮させていただきたいと思います。

○仙谷委員 原理原則がないということだけ申し上げて、質問を終わります。

○相沢委員長 これにて仙谷君の質疑は終了いたしました。

○相沢委員長 この際、お詫びいたします。

最高裁判所石垣民事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

○相沢委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○相沢委員長 次に、上田勇君。

○上田(勇)委員 平和・改革の上田でございま

す。きょうは、まず最初に、本委員会に提出されております不動産に関連する権利等の調整に関する臨時措置法案につきまして、何点かお伺いをしたいと、いうふうに思います。これまでの委員会の審議の中でも、柳沢大臣の方から法案の目的、効果を聞いています。

○日野政府委員 もしそうであるとするならば、絶対に公的資金なんか入れないという前提ですよ。入るといふうに理解しております。

○仙谷委員 もしそうであるとするならば、絶対に公的資金なんか入れないという前提ですよ。入るといふうに理解しております。

○日野政府委員 もしそうであるとするならば、絶対に公的資金なんか入れないという前提ですよ。入るといふうに理解しております。

何人ぐらい選任されておられるのか。また、どのような人物が選任されておられるのか。

ただいま三点申し上げましたけれども、そういったことも含めまして、この民事調停制度について御説明をいただければというふうに思います。

○石垣最高裁判所長官代理者 民事調停についてお尋ねでございますので概略申し上げますが、この民事調停といふもの、どういう定義をするかと

いうことがございますが、現在行われておりますのを言葉で申し上げますと、民事に関する紛争の当事者が裁判官と調停委員で構成される調停委員会のあつせんのときに話し合いをして、互いに譲り合ひ、合意により紛争を実情に即して解決する制度であるということにならうかと思います。そ

ういうことになりますので、民事に関する紛争であればどのような類型のものであつても調停の対象になりますし、また、その紛争の当事者であれば、自然人だけではなくて、先ほど委員のおっしゃられた企業を含みます法人も民事調停の対象になるというふうに考えております。

そこで、この民事調停の処理の状況でござりますが、例えば平成九年度におきます処理の実情を申し上げますと、全既済事件数、これは全事件が約十九万五千ぐらいござりますが、ほぼその七%ぐらいは三ヶ月以内に終了している。平均審理期間でとりますと、二・八ヶ月程度にならうかと思つております。

そこで、調停委員の人数でございますが、およそ一万二千人前後というのが一般的な傾向でございまして、ただし、ことしの九月一日現在では全国で一万一千七百四十五人が調停委員となつていただております。その内訳でございますが、弁護士、医師、大学教授、会社役員等、社会の各分野にわたつておりますし、弁護士で申しますと、この平成十年九月一日現在で約千九百人、そのほかの士業といいますか公認会計士、税理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等が千五百人弱というような状況でござります。

○上田(男)委員 以上でございます。

○上田(男)委員 ありがとうございました。
それで、一つだけ確認をさせていただきたいの

お尋ねでござりますので概略申し上げますが、この民事調停といふもの、どういう定義をするかと

いうことがございますが、現在行われておりますのを言葉で申し上げますと、民事に関する紛争の当事者が裁判官と調停委員で構成される調停委員会のあつせんのときに話し合いをして、互いに譲り合ひ、合意により紛争を実情に即して解決する制度であるということにならうかと思います。そ

ういうことになりますので、民事に関する紛争であればどのような類型のものであつても調停の対象になりますし、また、その紛争の当事者であれば、自然人だけではなくて、先ほど委員のおっしゃられた企業を含みます法人も民事調停の対象になるというふうに考えております。

そこで、この民事調停の処理の状況でござりますが、例えば平成九年度におきます処理の実情を申し上げますと、全既済事件数、これは全事件が約十九万五千ぐらいござりますが、ほぼその七%ぐらいは三ヶ月以内に終了している。平均審理期間でとりますと、二・八ヶ月程度にならうか

と思つております。

そこで、調停委員の人数でございますが、およそ一万二千人前後といふのが一般的な傾向でございまして、ただし、ことしの九月一日現在では全国で一万一千七百四十五人が調停委員となつていただております。その内訳でございますが、弁護士、医師、大学教授、会社役員等、社会の各分野にわたつておりますし、弁護士で申しますと、この平成十年九月一日現在で約千九百人、そのほかの士業といいますか公認会計士、税理士、不動産鑑定士、土地家屋調査士等が千五百人弱といふのではないかなというような気がいたしました。

○上田(男)委員 以上でございます。

○上田(男)委員 ありがとうございます。
それで、一つだけ確認をさせていただきたいの

お尋ねでござりますので概略申し上げますが、この民事調停といふもの、どういう定義をするかと

いうことがございますが、現在行われておりますのを言葉で申し上げますと、民事に関する紛争の当事者が裁判官と調停委員で構成される調停委員会のあつせんのときに話し合いをして、互いに譲り合ひ、合意により紛争を実情に即して解決する制度であるということにならうかと思います。そ

ういうことになりますので、民事に関する紛争であればどのような類型のものであつても調停の対象になりますし、また、その紛争の当事者であれば、自然人だけではなくて、先ほど委員のおっしゃられた企業を含みます法人も民事調停の対象になるというふうに考えております。

そこで、この民事調停の処理の状況でござりますが、例えば平成九年度におきます処理の実情を申し上げますと、全既済事件数、これは全事件が約十九万五千ぐらいござりますが、ほぼその七%ぐらいは三ヶ月以内に終了している。平均審理期間でとりますと、二・八ヶ月程度にならうか

少々長くなつて恐縮でありますけれども、大臣、再度、この御提案されてる制度と現行の民事制度の違い、現行どのようない点の不備を補つて

いくか、これはやはり税制のところが最も重要なのかどうか、その辺も含めて御説明をいただきたいというふうに思います。

○柳沢国務大臣 上田先生、過去の審議でのやりとりもよくお調べいただいた、今回私どもが提案

をちょっとお伺いしたいというふうに思います。
事調停の件数というのは貸金業関係、信販関係といつたものの割合が高いのですが、これまで例えば大規模な法人の債務にかかる調停だとそういった実績というのはあるのでしょうか、その辺をちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○石垣最高裁判所長官代理者 失礼いたしまして申しわけございません。

先ほど委員から御指摘がありましたように、現在の調停事件の多くはサラ金、クレジット関係の、いわゆる債務者から申し立てのあります債務弁済協定調停事件、これが全体の七割ぐらいを占めておりまして、企業等の事件も当然あるわけでございますが、統計をとつておりますので、実態は把握しております。

○上田(男)委員 これまで柳沢大臣の方から、本法案とそれから民事調停制度の違いについて、おむね次のようない点をお話しになつたと思うのです。まず一つ、これはちょっと大臣のお言葉を

かりすれば、民事調停制度といふのは家計的な金融、消費者金融ともおっしゃつていますけれども、を対象としているのであって、事業金融の分野の調停は行っていないという御指摘がありまし

た。

またもう一つは、これは不動産権利調整制度がどのくらいの期間を想定しているのかわかりませんが、迅速性について民事調停制度の方は問題があるんだという御指摘もありました。また、大臣あるんだといふのが、再建型の倒産法制度といふことになるのを見ますと、大臣はまた、これは司法を補完するというような言い方もされているんですね。私も、無税債権といふのはある程度必要であります。巷間よく徳政令とかなんとかと言われている批判というのは、必ずしもこれは当たっていないというふうに思ふんですけれども。そういうことを、ちょっと今後の裁判所の方の御説明、それからこれまでの大蔵のいろいろな御説明、これらを見ますと、大臣はまた、これは司法を補完するというような言い方もされているんですね。やはりこれは、いわば消費者金融にまつわる紛争処理に今の民事調停制度が非常に活用されてゐることをあらわしておるというふうに感じておるわけであります。いろいろ申しまして、このように記憶をいたしております。

そういうことを聞きながら私も感じておる

い制度を創立するということには、十分行政的な意義があるということを私どもは考へておるわけではござります。

特に、私、あえて、枝野議員との応酬で申させたいただいたかとも思ひますけれども、やはり司法界にも、司法界というのはどうしても静態的に事をとらえがちである。創造的に企業の再建等を図つていくのにもういう知恵がそこにあり得るか、これらを個別の事情、そこに積み上がりきていたいろいろなきさつ、こういったものを全部勘案して、そしてそこに譲り合いのものとの解決策を見出していくことになる、ずっとやつてこられたこととの絡みでやや、改善の余地もあるといふか、そんなことを聞くわけでござります。

と思うのですね。今、あたかも何かそういうような言い方がちょっとあったと思うのですけれども、もし政府全体として極力こういう償却は幅広く認めるのだということであれば、そういう意思を伝えなければいけないし、そのためのルールも納税者の方でわかるようにしてもらわなければいけないわけでありまして、それを放置したまま、新たにもう一つ、しかもこの委員会については内容は非公開ということがありますので、ほかの人が、ではこういうところはこういう結論が出たなどということになかなかそれを次の参考にするというわけにもいかないというような面もあるでしょうから、これはやはりルールは明確にする、しかも現場の担当官には、ちゃんと政府の行政意思を伝えるということが重要だと思います。

先ほど大臣の方から、いろいろと当事者でも迷うことのあるのだとありました。そういうことについては裁判所の、さつき言った民事調停制度というのをそういう場合には使えばいいでしようし、あるいは税務当局の方としても、その辺は事前に多少は相談に乗るというようなことも含めてやれば、何か非常に大げさな今回こうした体制を整えるといったことが、確かに現実を乗り越えるという意思については理解すると言つたら我々の立場からまずいのかもしれないけれども、わからないわけではありませんが、その辺はもうちょっと行政の全体の意思をちゃんとしていただきたいと思います。

ちょっと時間がなくなりまして、この件についてまた今後いろいろとお尋ねしたいと思つんですけれども、最後に、ちょっと話題が変わります。サービス法案について、きょうは提案者の方からも杉浦先生にお見えていただいておりまして、十四日に、民主党、平和・改革、自由党、三派の共同で修正案を提出いたしました。

内容については御検討いただいたと思いますが、要は、我々は、中長期的にサービスの必要

性については認めるものの、現状、暴力団等による債権回収への関与等が、これは警察庁にお伺いしたところでもかなり深刻な事態になつているというようなことから、とりえずは限定的な導入をして、なおかつ規制も加えるという内容であります。まして、さらに五年後には、こうした問題がクリアできているかどうかを判断した上で見直しを行なうという見直しの条項も含んでいます。

いわば、債務者の立場に視点を置いたというような観点での修正を御提案させていただいたわけでありますし、また、野党三党といたしましては、日本版RTC、強力な権限を持たせましてこれを新設し、金融機関の不良債権の回収に当たるということもあわせて提案をしておりまして、これについては与党の方からも十分御理解をいたしております。この野党三派の共同提案、共同の修正案につきまして御提案者の方の御意見、また、我々の提案につきまして御理解、御賛同いただけるのかどうか、その辺につきまして御見解を伺いたいというふうに思います。

○杉浦議員 上田委員にこういう公式の場で意見を申し上げる機会をお与えいただき、感謝いたしております。

この野党修正案を拝見して、一言で言いますと、びっくりしたといいますが、驚いたわけではありません。日本語には適切なボキャブラリーがないわけですが、英語でいえばフライトウンド、飛び上がつて喜んだ、一語になつちやうわけですが、これが本当に大げさな修正案でございました。

この野党修正案を拝見して、一言で言いますと、びっくりしたといいますが、驚いたわけではありません。日本語には適切なボキャブラリーがないわけですが、英語でいえばフライトウンド、飛び上がつて喜んだ、一語になつちやうわけですが、これが本当に大げさな修正案でございました。

実は、サービス法のことについてだけ私は申し上げますが、サービス法の問題については、これは弁護士法七十二条、七十三条の特例法であります。一種の規制緩和であります。弁護士から業務拡大だといつては、チームが立ち上がりたいわけでも、私どもとしては、チームが立ち上がりました当初から、日弁連さんにも協力をお願いいたしておりますし、日弁連も、執行部と申し上げべきでしうが、ワーキングチームを立ち上げられる、執行部の方も我々の審議にオブザーバーとしてずっと御参加いただいてまいりました。そして、この案の中に日弁連の方で重大な関心を持つておられる大部分の事項は盛り込まれております。弁護士一名以上を取締役に選任する、これは原則として弁護士会の推薦を要するという要件が入っておりますが、これによつてこのサービスのコンプライアンスといいますか、きちんと法令に従つた業務が執行できる要素にしていただけられると、あるいは訴訟の遂行は弁護士によらなければならぬといつております。

それから、マル暴対策、これにつきましても、日弁連は民暴対策をずっとやつておられたわけですが、そういうわけで、そういう立場からいろいろな御意見がございました。それもきらつと取り入れさせていただいております。

それから、資本金五億円以上といつても、それが日弁連さんが主張されていたことです。政令で決めるのはけしからぬ、全部法律で決める、その他政令で入れようと思っていた債権二号、三号、リース・クレジットは外れておりま

すし、その他政令で定めるという部分も外す。そのうち、かなりの部分は法律事項に盛り込む。これは日弁連さんが主張されていました。

まず、取扱債権の範囲でございますが、金融機関の不良債権だけに限定する、二号一号ですね。

二号、三号、リース・クレジットは外れておりま

すし、その他の政令で定めるという部分も外す。

そこで、私もが政令で入れようと思っていた債権のうち、かなりの部分は法律事項に盛り込む。これは日弁連さんが主張されていました。

まず、取扱債権の範囲でございますが、金融機

関の不良債権だけに限定する、二号一号ですね。

二号、三号、リース・クレジットは外れておりま

すし、その他の政令で定めるという部分も外す。

そこで、私もが政令で入れようと思っていた債権のうち、かなりの部分は法律事項に盛り込む。これは日弁連さんが主張されていました。

まず、取扱債権の範囲でございますが、金融機

関の不良債権だけに限定する、二号一号

動化も推し進めるという観点で用意しておりますたので、できる限り……(発言する者あり)済みません、言いたいことがたくさんあるのですから、委員の御理解もいただいて。改めて御質問いただけるなら打ち切りますが。できるだけ広くしていただける一般の御要望が強かつた一般的のも入れてくれという御要望が強かつたわけですが、しかし、こういうふうにこの原案で一応、実質的に金融機関の貸出債権と同様の与信機能を有するリース・クレジットについては入れようということで折れ合つたわけあります。

現実的に困るものも出てまいります。例えば、問題になつている長期信用銀行の不良債権については入るが日本リースはだめだ、日本リースのは扱えないとか、それから、長銀はクレジットの会社にも随分融資しております。クレジットの債権を扱えないとなつたら、サービスナーは、長銀のは処理できてもリース・クレジットはできないのだから、長銀の不良債権全体を一体的に扱うことはできなくなるわけでございまして、非常に実際的な不都合が出てまいるだろう、こう思うわけあります。

それから――時間がかかりましたので、その他いろいろございますが、ほかにも重要な点がございます。御注意がありましたが、これはやめさせていただきますが、また改めて時間をいただいて御質問いただければ、その他についても詳細申し上げさせていただきたいと思っております。

○相沢委員長 これにて上田君の質疑は終了いたしました。

次に、鈴木淑夫君。

○鈴木(淑)委員 自由党の鈴木でございます。現在出でおります私ども野党三会派の法案、そして政府・自民党的な法の対比をいたしながら大蔵大臣に、そして不良債権処理のために欠くことができない大きな条件である景気の見通しについて、堺屋企画庁長官にお尋ねしたいと思ひます。

御承知のように、現在、院に提出されておりま

す。先週、自民党的な山本委員が御質問の中で申されましたように、政府・自民党さんが提出された六法案は、一つだけ、いわゆるブリッジバンク関連の法案、これが破綻金融機関の処理に関連しておりますが、あと五法案は、破綻処理というよりも、現在日本経済の中に存在している不良債権をどうやって早期に処理するか、またその背後にあります。

日本経済の不良債権問題といったときには、山

本委員が正しく指摘されましたように、単に破綻金融機関の不良債権だけではなくて、生きている金融機関の不良債権を一刻も早く処理して、ピッグバンに備えて、日本の金融機関が大いに元気を出して競争できるようにするという問題、この二つがある、これはそのとおりでございます。

その意味で、政府・自民党的な六法案のうち五つが不良債権の早期処理一般に向かっていると

いうことは、私どもはそれなりに評価しているわ

けでして、したがつて、私どもが提出しております九つの中の四つは、衆法の形で自民党さんから

出されました不良債権早期処理に連絡した法案に

対しての修正案でございます。

今、たまたまサービスナー法案に触れた途端に提

出者の方は熱弁を振るわれました。私の時間、十

分ぐらいすれましたけれども。しかし、私はご

りもつともだと思うのですね。この法案、不良債権

早期処理の関係、非常に大事なんです。ところ

が、破綻金融機関処理の法案の議論にこれまで集

中しておりますため、十分議論されていない。私

どもの四つの修正案を含めて、この場で大いに議

論をして修正を一本に練り上げていくということ

が、不良債権早期処理のために大変望ましいこと

だというふうに考えております。

問題は破綻金融機関の処理の方でございま

す。金融安定化関係の法案は、政府・自民党的な方から六法案、これに対し野党三会派の方からも、九法案が院に提出されているわけでございました。先週、自民党的な山本委員が御質問の中で申されましたように、政府・自民党さんが提出された六法案は、一つだけ、いわゆるブリッジバンク関連の法案、これが破綻金融機関の処理に関連しておりますが、あと五法案は、破綻処理といつよりも、法的処理と公的処理を促進していくかということに関連しております。

日本経済の不良債権問題といったときには、山本委員が正しく指摘されましたように、単に破綻金融機関の不良債権だけではなくて、生きている金融機関の不良債権を一刻も早く処理して、ピッグバンに備えて、日本の金融機関が大いに元気を

出して競争できるようにするという問題、この二つがある、これはそのとおりでございます。

その意味で、政府・自民党的な六法案のうち五つが不良債権の早期処理一般に向かっていると

いうことは、私どもはそれなりに評価しているわ

けでして、したがつて、私どもが提出しております九つの中の四つは、衆法の形で自民党さんから

出されました不良債権早期処理に連絡した法案に

対しての修正案でございます。

今、たまたまサービスナー法案に触れた途端に提

出者の方は熱弁を振るわれました。私の時間、十

分ぐらいすれましたけれども。しかし、私はご

りもつともだと思うのですね。この法案、不良債権

早期処理の関係、非常に大事なんです。ところ

が、破綻金融機関処理の法案の議論にこれまで集

中しておりますため、十分議論されていない。私

どもの四つの修正案を含めて、この場で大いに議

論をして修正を一本に練り上げていくこと

が、不良債権早期処理のために大変望ましいこと

だというふうに考えております。

問題は破綻金融機関の処理の方でございま

す。政府・自民党的な山本委員が提出された六法案は、一つだけ、いわゆるブリッジバンク法

案一本でございますが、私どもは五本も出したと

いうことからおわかりいただけますように、私どもは、この考え方については、まさか我々野党

三会派と政府・自民党的な間に考えの違いがあるとは思っていないのですが、百害あって一利な

いことは、藏相もまさかそうお考えじやござ

いませんでしょうね。お聞かせください。

○宮澤国務大臣 政府はそういうことを考えてお

りません。

それで、情報公開に基づいて、過少資本になつ

てきた、あるいはこれはもう債務超過だという場

合には、野党案の枠組みで処理できるわけです、私どもはコンプリヘンシブですから。具体的に言

えば、長銀さんが検査の結果債務超過だということになつた場合の処理だつて、私どもの枠組みで

できるというふうに思つております。

長銀さんについては、まあ金融庁には聞きませ

ん、聞いても同じ答えしか返つてこないことはわ

かっていますが、先ほども民主党の仙谷委員が

言つておられましたように、常識的に考えま

しておられます。

自己資本が八千億ない、ところが長銀さんの債却

しなきやいけない不良債権はとても八千億なん

なものじゃないというのはわかりますから、これは

検査結果が出たら債務超過だなというふうに私も

思つておりますが、この場合に、私ども野党三会

派で出しております案では、整々との整理を行つていくことができる枠組みになつてゐるわけ

であります。

何も新法をつくる必要はない、あるいは現在の

金融安定化緊急措置法、十三兆円の注人、あれに

固執することもない。大体、あの法案の要件を満

たしていいわけですからね、債務超過ですと。

ですから、私どもの提案しているこの法案の枠組

みで処理できるはずのものなんですね。

蔵相にお伺いいたしますが、私は業

務停止命令を出す、銀行業は免許制でございます

から。業務停止命令を出すに当たっては、行政當

局 日本銀行等関係者がよく協議をした上でそ
の瞬間の混乱を防ぐために注意深く練り上げた案
をばんと発表するわけであります。そのとき、ど
ういう取引は継続する、契約がこうなつてあるから
継続する、どういう取引は直ちに停止をする。
そして、その場合の資金繰りは日銀の特融で完全
に保証される。預金者、金融債保有者は、預金保
険に十七兆円も積んであるお金も含めて、完全に
元金は保証されるということを発表する。また、
私どもの枠組みですと、他行へ移れない資本金五
億円以下の中堅、中小については、ぱちりずつ
と債務保証をつけます。債務保証がついた融資と
いうのは自己資本比率算定上有利になりますが
ら、これで十分にシフトを援助することができます
と私ども思っているわけです。

その場合に、長銀は破綻ということになります
から、当然不良債権は、整理回収銀行、私どもの
案では日本版RTC、強化された回収機構がこれ
を回収いたしますが、残った部分について、受け皿
銀行が、例えば住信が受け皿銀行として手を差
げればそちらに引き継ぐという手も残されており
ますし、受け皿銀行がなければ清算をしていくと
いうプロセスになつて、います。

そういうわけで、ここに提出されております私
ども野党三会派の五本の法案によつて、私どもは
長銀の処理だってできるじゃないかといふふうに
思つております。

宮澤大蔵大臣、いかがでございましょう。私ど
もの枠組みで長銀問題を処理するという考え方につ
いて、どうお考えでしようか。何かどこかにま
ずいことがござりますでしょうか。

○宮澤国務大臣 長銀の現状につきましては、金
融監督庁長官が御答弁になつたとおりと思いま
す。

後段の問題は、ただいま各党間においていろいろい
る御検討、御討議中であると承っておりますの
で、私からはコメントを差し控えさせていただきま
す。

いとしそうなことでござりますけれども、そのこと自体、御答弁をいただけないということ自体、大分そのとき宮澤大蔵大臣は、日本銀行の特融で、あるいは野党案の公的管理で、どうやって信用秩序が維持できるか、もし長銀破綻と認定したら、もうそれだけで内外の金融市場あるいは日本の決済システムに大混乱が起きるというふうに申されたというふうに私は理解させていただきました。

なぜなら、こういう質問を私、総括質疑のときにも一般質疑のときにも過去にしておりますが、そのとき宮澤大蔵大臣は、日本銀行の特融で、あるいは野党案の公的管理で、どうやって信用秩序が維持できるか、もし長銀破綻と認定したら、もうそれだけで内外の金融市場あるいは日本の決済システムに大混乱が起きるというふうに申されたわけであります。

私は、大蔵大臣ともあろう方がそんなことを言つてはいけません、むしろ逆に、たとえ長銀といえども業務停止ということで整々と整理する、そして最後の貸し手、レンダー・オブ・ラスト・リゾートとしての日本銀行の特融で金融市場、決済システムの混乱は未然に防ぐ、これを總理あるいは藏相はおつしやらなきやいけないということを一生懸命申し上げたんですですが、今まででは、それどころか、大変なことになる、大変なことになると言つて、一般国民を不安に陥れるようなことばかり言つてこられました。

それに比べますと、今の御答弁は、私が野党案の枠組みで長銀問題といえども処理できると言つてのに対し正面から批判されておられませんので、少し、私どもがこれまで主張してきたことに御理解がいただけたのかなというふうに思いました。いかがございましょうか。

○宮澤国務大臣 破綻とソルベンシーとリクイディティーとの関係は、前回お答えしたとおりであります。

○鈴木(淑)委員 リクイディティーとソルベンシーの問題についても、総括質疑で私が申し上げましたときは、目の色変えてお立ちになつて反論されまして、私もびっくりいたしましたのですけれども、今のお答えの意味は、破綻したときのリクイディティーということは特融で完全に阻止できました。その後は、今度はインソルベンシーである場

整理の過程に入っていく。この二つは全然違った問題、もちろん表裏の関係はありますよ、だけれども違った問題だというふうにあのときある申し上げたわけでございますが、今の蔵相のお答えは、その違いは自分も十分に了解したという意味にとらせていただきたいというふうに思います。何か御異存ございましたら、どうぞ。御異存のないものと了解をいたします。

さてそこで、一つ話を進めたいわけでございます。

これも、自民党的山本委員、このときは山本委員の御質問に、私、野党三会派案に関する答弁をする立場でも申し上げたことでござります。山本委員は、どうも野党三会派案提出者は経済の実態がわかつておらぬとおっしゃったわけですが、私は聞いていて、実体経済のこととは我々はわかっていないんだが、実体経済のミクロの話はおれの方がよく知つておる、こういう趣旨だなと思って聞いておりました。

ですから、私は、実体経済、すなわち、景気が回復していく、日本経済を実力相応の安定成長軌道に乗せる展望が立つ、このことなしに幾ら、担保不動産の流動化、それを通じる不良債権早期処理の努力をしようとしても、なかなかうまくいかない。アメリカの経験を見てごらんなさい。さまざまの施策を八〇年代につくった。しかし、実際それがうまくワーケしたのは、景気が着実な成長軌道に乗った九二年以降でありますからね。そういう意味で、私は、景気の立ち直りを図ること、は、今ここで審議をしている金融システムの安定化関連の法案を有効なものとするためにも、絶対欠かせない条件というふうに思つております。

申すまでもありませんが、景気が立ち直れば、企業業績は好転しますから、不良債権が優良債権に変わってくる。そして、株価も回復してきますから、株価の下落で損を出している金融機関の損が評価益に変わってくる。そして、円も恐らく上昇していくでしょうね。そうしますと、株価上昇

と日本の一員として日本を上等が「異してきますが、金融機関の貸し済りも解消に向がつてくる。さらに非常に大事なことは、日本経済の先行き、特に長期的な成長率の予想が回復してきますから、収益還元価格としての均衡地価が回復してくることによつて先高感が生まれれば、不動産の流動化も進む。そうすると、今苦心して自民党さんが衆法として提出されたあの四法案、私どもが修正を出しておりますが、これもうまく動き出しますよといふことだと思ふんですね。そういう意味で、日本経済はこの先実力相応の安定成長軌道に向かって回復していくんだという予想、期待をつくることは、決定的に大事な政策ターゲットだと思うんですね。

企画庁長官にお伺いいたしますが、先般発表になりました四一六月のGDP、恐らく長官の予想以上に悪かったんだろうとは思います。あれを前提にいたしますと、実はこの後、七一九、二二、来年一一二三という三四半期、仮に横ばいだとした場合、俗に言うげたですね、これは相当大きくなりますね。

御用意なければ、私の方から、時間の関係もありますから申し上げますが、御存じだと思いますが、マイナス一・八%です。マイナス一・八%のげたを履いていると、えらいことに実はなります。平均成長率〇%、堺屋長官は〇%プラス・マイナス・アルファと書つておられました。しかし、この四一六が出ると、堺屋長官の言つておられる〇%成長を持つていくために残る三四半期はどうのぐらいいのスピードで上がつていかなきやいけないか、御存じでしょうか。

〔委員長退席、山本(有)委員長代理着席〕

○堺屋国務大臣 鈴木委員の御指摘のとおり、四一六のGDPは大変、予想以上に厳しいものがございました。その前もマイナスでございましたから、これが仮に年度でゼロになるためには、あとの三四四半期、年率約五%の経済成長をしなければならない。現実的に見ると、非常に厳しい数字が出ております。

打ちください。そうしないと、金融の波乱だけじゃない、もっと実体経済の面から日本発の混乱、あるいは世界の混乱を日本が助けなかつたという批判が起きると思います。

これで質問は最後にいたしますが、何か御意見ございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがですか。

○堺屋國務大臣 鈴木委員の危機感をかなりの程度私も共有しております。いろいろと情勢を見きわめて、そういう世界の経済を破綻させないよう用心深く考えていただきたいと思います。

○鈴木(淑)委員 一刻も早く手を打つていただきたいと思います。

質問を終わります。

○山本(有)委員長代理 これにて鈴木君の質疑は終了いたしました。

次に、木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党的木島日出夫でございます。長銀への公的資金の投入の問題についてお伺いをいたしたいと思います。

長銀は、日本リースに対する約二千五百億円の貸出金、正確に言いますと、ことし三月の決算で長短合わせて一千五百五十六億八千万円、この貸出金を全額放棄し、公的資金を受けるといいます。日本リースの九八年三月期の決算、私持つてきているのですが、これによりますと、資産合計が二兆二千四百三十億円、負債合計が二兆二千九十三億円、資本合計二百三十七億円で、一応、数字の上では債務超過にはなっておりません。

しかし、この資産の中身を精査いたしますと、この委員会でも問題になりましたが、いわゆる固定化営業債権が三千四百十六億八千二百萬円以上あります。固定化営業債権の概念についてはこの決算書で明記されているわけですが、破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権のことです。要するに、債権回収はほとんど不可能なものです。

そうしますと、もうそれだけでも日本リースは

三千億円を超える債務超過状態になるわけです。固定化営業債権だけではなくて、営業貸付金、この中身も精査すると問題債権がたくさんあるようですが、それは棚に上げましても、そういう状況に今あるというわけです。

長銀が日本リースに対して債権放棄をする、その穴を埋めるために公的資金を投入するということは、結局、経済的にはどういう意味かというと、日本リース救済のために公的資金、税金が使われるということになるわけでありまして、これはもう到底認められるものではないと私どもは考えます。同じ長信銀の一つである日本債券信用銀行は、御存じのように、関連ノンバンク三社を破産手続で解体しているわけですから、これとの比較でも、今回問題になつてあるスキームは到底国民の理解を得られるものではないと考えます。

そこで、日本リースの固定化営業債権の相手先の一つに、太陽エスティート株式会社というのがあります。決算書によりますと、日本リースの債権額は百五十二億一千百万であります。日本リースの固定化債権のリスト、ベストテンのうちの六番目になつていています。

そこで、宮澤大蔵大臣にお聞きしたいのですが、この太陽エスティート株式会社というのを御存じでしょうか。これまで書かれてしまいますが、ちょっとと大問題なんですね。「ファミリー企業に百五十二億円」というような見出になつてしまつて、何か法的措置もおとりになるお考えですか。

○宮澤國務大臣 どうも思い当たりのないことあります。

○木島委員 それではいいです。それはもう前提にして、太陽エスティートのことについてお聞きをいたします。

太陽エスティート株式会社というのは、九一年、平成四年であります。この五月に茨城県日立市小木津町にザ・オーリヤンというゴルフ場を開設しています。このゴルフ場はもともとは茨城県労働者住宅生活協同組合が労働者のためのゴルフ場という名分で開発を進めてきたものであります。八八年、昭和六十三年九月にこの太陽エスティート、いわゆる日本リースの固定化営業債権の賃本では坂原裕氏であります。

宮澤大蔵大臣は、この坂原裕氏という太陽エスティート株式会社の代表取締役、御存じありませんか。

〔山本(有)委員長代理退席、委員長着席〕

○宮澤國務大臣 知りません。

○木島委員 それでは確認だけさせていただきました。

これは、では全く事実無根の報道でしょうか。○宮澤國務大臣 事実ではないと思います。○木島委員 そうですが。これはちょっと、もう公にされている週刊誌ですからね。(発言する者氏の次女だ、八九年に宮澤夫妻がその結婚の媒酌人を務めている、そういう記載があるのですが、これは、では全く事実無根の報道でしょうか。

○宮澤國務大臣 事実ではないと思います。○木島委員 そうですが。これはちょっと、もう公にされている週刊誌ですからね。(発言する者公にされている週刊誌ですからね。(発言する者

はもう到底認められるものではないと私どもは考

えます。同じ長信銀の一つである日本債券信用銀行は、御存じのように、関連ノンバンク三社を破産手続で解体しているわけですから、これ

との比較でも、今回問題になつてあるスキームは到底国民の理解を得られるものではないと考えます。

それじゃあれですよ、全然関係ないと言うなら、では、知らないということを前提にしてお聞きします。

これまで書かれてしまいますが、ちょっとと大問題なんですね。「ファミリー企業に百五十二億円」というような見出になつてしまつて、何か法的措置もおとりになるお考えですか。

○宮澤國務大臣 どうも思い当たりのないことあります。

○木島委員 それではいいです。それはもう前提にして、太陽エスティートのことについてお聞きをいたします。

太陽エスティート株式会社というのは、九一年、平成四年であります。この五月に茨城県日立市小木津町にザ・オーリヤンというゴルフ場を開設しています。このゴルフ場はもともとは茨城県労働者住宅生活協同組合が労働者のためのゴルフ場という名分で開発を進めてきたものであります。八八年、昭和六十三年九月にこの太陽エスティート、いわゆる日本リースの固定化営業債権の賃本では坂原裕氏であります。

宮澤大蔵大臣は、この坂原裕氏という太陽エス

ティート株式会社の代表取締役、御存じありませんか。

○宮澤國務大臣 九一年、平成三年十一月に総理

大臣となつて直後の十二月二十日、いわゆるそれを買収後、ザ・オーリヤンゴルフクラブ、こういう名前で今営業しておりますが、これが発行したパンフレットによると、出資会社として記載されているのは太陽グループの太陽エスティート、太陽商事

の通達によりますと、総量規制は解除をす

る。しかし、不動産担保融資を行つて当たつては、担保となる不動産の価格を把握するに際し、時価に偏重することなく価格の妥当性を十分チエックするとともに、適正な掛け目にに基づいて担保権を設定する等、不動産担保評価の戻正化に努めること。また、貸金業を行つて関連会社における投機的な土地取引等に係る融資を厳に排除するため、当該関連会社に対して上記の趣旨の徹底を図ること。

こういう、総量規制はとりあえず解除をして、トリガーア方式に移行はするけれども、不動産担保融資や貸金業を行つて関連会社における投機的な取引については、引き続きこれを排除するためにしっかりと監視をしていく、こういう通達を出されておりますが、もう承知をしておりますね。これの徹底方はどんな状況だったのでしょうか。

○宮澤國務大臣 それは、そういう通達を出したということは、ちょっと私存じません。

○木島委員 当時、茨城県内では、このゴルフ場造成が社会的に非常に大きな問題になりました。

地元で発行する新聞に常陽新聞というのがあるのですが、このゴルフ場がオープンしたのは平成四年五月十六日であります。一九九二年であります。

○宮澤國務大臣 それは、そういう通達を出したということは、その後どうしたことになつたかといふことは、ちょっと私存じません。

○木島委員 当時、茨城県内では、このゴルフ場造成が社会的に非常に大きな問題になりました。

地元で発行する新聞に常陽新聞というのがあるのですが、このゴルフ場がオープンしたのは平成四年五月十六日であります。一九九二年であります。

○宮澤國務大臣 それは、そういう通達を出した

ことです。九〇年、平成二年の九月ごろに発行された常陽新聞の記事を見ますと、ここへ持つてはいるのですが、この太陽グループが株式会社茨城県テー

ト、いわゆる日本リースの固定化営業債権の貸出先ですが、この坂原氏が率いる太陽グループが株式会社茨城県労働建設、こういう会社をつ

社会民主党は、貸し済り対策、善意の借り手対策、地域経済や雇用対策の観点から、金融機能安定化緊急措置法の廃止を進んで望むものではございません。しかしながら、長銀の合併スキームとして、言われるような、どう見ても債権処理の償却原資に充てるような使い方では、野党三党が主張しておられるように法案の廃止もやむを得ないというふうに考えております。自民党も修正協議の中で廃止に進むことの方向性を示しておられるようございます。しかしながら、出てくる案が破綻前処理として公的資金の投入の蛇口を二つも三つもふやすような案では、国民党は、何を考えているのかといふことになると思います。

宮澤大臣は破綻前処理のルールの制度化に前向きに取り組む姿勢を示されているものと判断をしているところでございますが、破綻の蓋然性の高い金融機関には公的資金は投入しないことを含むいま一度のルール制度化について、どういう御見解をお持ちか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 御質問の意味はわかつておりますけれども、その点につきましても、各党間でいろいろ、どうすればよりよい制度が生まれるかという御協議が継続していると伺っておりますので、今の段階で私の意見を申し上げることは差し控えさせていただいた方がよろしいのではないかと思つております。

○濱田(健)委員 各党で協議をしているから意見は控えさせていただきたいということでございます。

いろいろな案が示されているようでございますけれども、例えば自己資本比率八%、四%、いろいろありますが、それよりも低いところでは公的な管理に移すというような話も聞こえてくるわけですが、自分たちで持っている優良な債権も処理をせず公的な管理に移し、そこで株の買い取り等行いながら公的資金を投入するというようなことは、国民党は絶対納得しないのではないかというふうに、私はいろいろな聞こえてくる話を聞きな

がら考へておるところでございます。

二点目ですが、自治省が九七年分の政治資金の報告書と政党交付金の用途報告書を公表いたしました。

これによると、自民党は、長銀など十二行からそれを千八百四十八万円の献金を受けたのを初め、金融機関からの献金総額は約五億円に上つているというふうに伝えられています。もちろん、適正に処理されたもので、問題だというよう

なことを殊さら声高に言うつもりはございませんが、果たして国民感情からすればどうでしようか。銀行から献金を受け取りながらも自民党は銀行に対し断固たる措置をとるんだと、好意的な受けとめ方をする国民がいるはずないと私は思ふわけでございます。金融システム安定化のために必要な公的資金の投入まで国民からは不信の目で見られるであります。

こうした政治家と国民の乖離をなくすためにも、金融機関からの政治献金は禁止すべきだと私は思つてございますが、大蔵大臣の御所見はどうでしよう。

○宮澤國務大臣 どうも私、詳細を存じませんので十分にお答えができません。恐らく、もしそういうことがござりますと、自民党としては、この長銀という銀行がこのように御議論の対象になりますのは極めて最近のこととございましたから、そういうことを知つてしまとも思われませんが、しかし、私、自分の知識の少ないことでございますので、御指摘の御趣旨は承つておきたいと思います。

○濱田(健)委員 破綻前、破綻後、公的資金の投入、いろいろな形が検討されるというふうに思いますが、社会民主党は、やはりこの銀行からの政治献金というのは、国民党は絶対にこれからは納得しないということを強く意識しているものでございまして、その辺を申し上げて質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○相沢委員長 これにて濱田君の質疑は終了いたしました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時三十六分散会